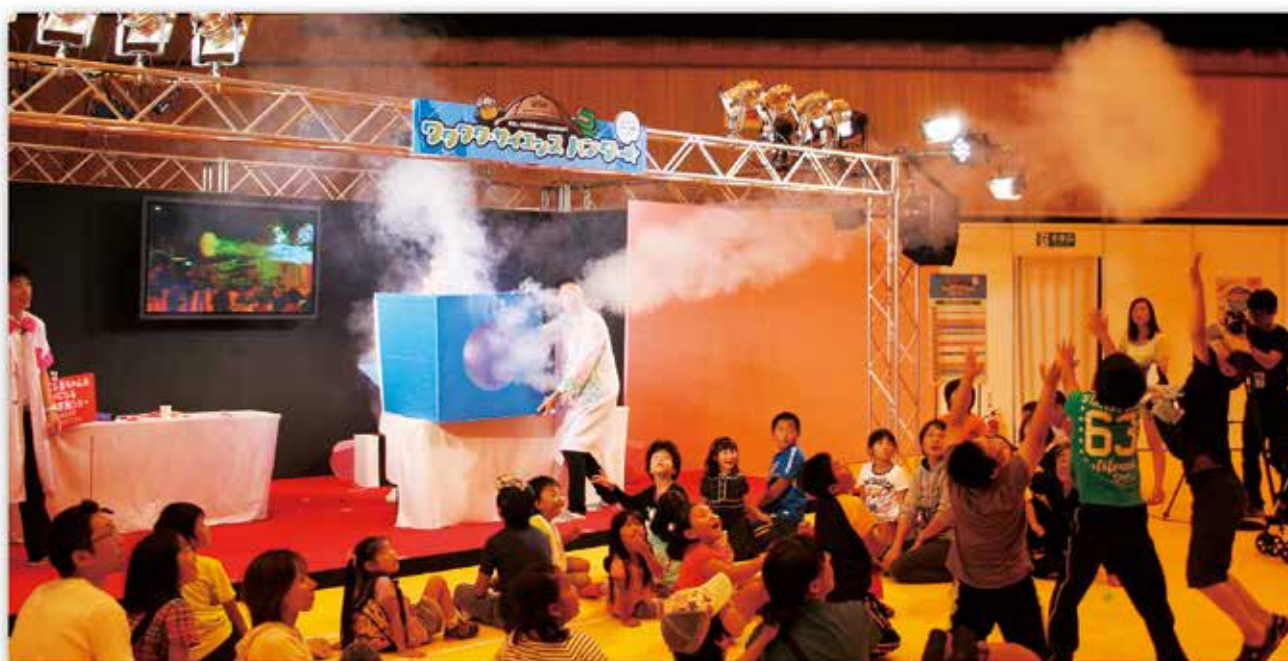




ほろのべの恋

2014年10月号
(平成26年) 10月号
NO.600



▲おもしろ科学館2014inほろのべ

- 議会だより第79号
- 平成25年度決算報告 幌延町の家計簿
- 幌延町電源三法交付金の使い道
- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.1
- 平成25年度幌延町人事行政の運営等の状況について
- 平成26年度省エネ・再生エネ補助制度をご活用ください
- インフルエンザ予防接種のお知らせ
- 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種になります
- 原子力立地給付金の交付について



▲サロベツレース



ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第79号

発行 北海道幌延町議会

編集 議会報発行特別委員会

電話 01632-5-1111

FAX 01632-5-2971

7月26日に、問寒別・幌延両生涯学習センターを会場に町民と議員の意見交換会を開催しました。

意見交換会では総務文教、産業厚生、議会運営の3つの委員会から活動報告の後、参加された皆さんから意見・質問などを頂きました。

議会としては、多くの町民の皆様に参加していただきたく、今後の開催方法などを検討してまいりたいと思っています。

今後数回に分けて、ご意見をいただいた中の一部を、その後の経過も含め、お知らせします。

問寒別地区意見会交換



多数のご意見をいただきありがとうございました。

意見

個人番号が28年度から交付されるが、町民に判りやすくメリット、デメリットなどを教えてほしい。国で出しているのを読んでも、よくわからない。個人情報についての心配もある。

総務課補足説明

個人番号は平成27年10月からの付番と住民への通知が予定されており、28年1月からは利用が開始され個人番号カードの交付がされる事になっている。今年度からシステム改修などをすすめるとともに、職員研修や住民へのわかりやすい広報周知に努めたい。町政懇談会の機会も利用したい。
(※個人番号制度については、今月号の「ほろのべの窓」の10ページを参照してください。)

意見

問寒別町内会管理のごみステーションが老朽化し、補修費も衛生組合長の個人負担で補修している状況だ。

補助申請して、負担してもらおうにしても時間がかかる。現場の現状を調査してもらえれば一番良い。

町民課補足説明

幌延市街地区は9つの町内会で衛生組合を組織している。

保有ステーションは700戸で80基ある。製作・修理・塗装は各町内会で実施。要した経費の半分を組合で助成している。

問寒別市街地区は3つの連合町内会で衛生組合を組織している。

保有ステーションは99戸で20基。製作等の経費は全額組合から支出。

農村部は各町内会で維

持管理しており、点検も町内会で行うことになっている。

意見

自転車のヘルメット着用が、道交法の改正で努力義務となった。天塩町では小学生は町から支給されているので、幌延でもそのような取り組みをしてはどうか。

町民課補足説明

次年度に対応できるように、担当で検討中である。

幌延地区意見交換会



第6回 幌延町議会 (定例会)

第6回幌延町議会(定例会)は9月10日に開会

され、報告2件、認定7件、同意2件、議案9件意見案4件、発議2件などを原案どおり可決し、9月11日に閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

- ▽認定第1号〜第7号
- ・平成25年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算の認定について
・平成25年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・平成25年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・平成25年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

詳細は5ページから8ページの「幌延町の家計簿」をご参照ください。

▽報告第1号

平成25年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について

実質公債費比率などについて、報告しました。

実質公債費比率は、早期健全化基準の25・0%に対し12・4%でした。

▽報告第2号

平成25年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について

て

簡易水道事業及び下水道事業の各特別会計の資金不足比率について、報告しました。

各会計とも資金不足額はありませんでした。

▽同意第1号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員の任命について、同意されました。

○教育委員会委員

番坂 啓介氏

(5条南1)

任期

自 平成26年10月1日
至 平成30年9月30日

▽同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意されました。

○固定資産評価審査委員

会委員

芳野 福一氏(字問寒別583)

任期

自 平成26年10月1日
至 平成29年9月30日

▽議案第1号

功労者の表彰について

幌延町表彰条例第3条の規定に基づき、遠藤正雄氏と吉原哲男氏を幌延町功労者として表彰したい旨議会の同意を求めました。

▽議案第2号

幌延町民間テレビ中継局設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

幌延町民間テレビ中継局設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定しました。

▽議案第3号

幌延町子ども・子育て支援会議設置条例の制定

について

幌延町子ども・子育て支援会議設置条例を制定しました。

▽議案第4号

幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に制定について

幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

平成26年度補正予算(9月定例会)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一般会計	50億6,462万7千円	6,840万6千円	51億3,303万3千円
介護保険特別会計	2億3,500万円	△57万2千円	2億3,442万8千円

事業の運営に関する基準を定める条例を制定しました。

▽議案第5号

幌延町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しました。

▽議案第6号

幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しました。

▽議案第7号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北

海道市町村職員退職手当組合規約を変更しました。

▽議案第8号

平成26年度幌延町一般会計補正予算(第2号)

補正の主なもの

◇総務費6千977万

1千円増

▽議案第9号

平成26年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(第1号)

補正の主なもの

◇職員給与費繰入金2

36万6千円減

▽意見案第1号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

▽意見案第2号

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について

▽意見案第3号

軽油取引税の課税免除特別措置の延長を求める意見書について

▽意見案第4号

ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

▽発議第1号

懸案事項促進要望の為の議員派遣について

▽発議第2号

閉会中の継続調査について

鷺見 悟議員

◎子ども・子育て新支援制度と認定こども園について

行政報告

・平成26年8月23日から8月24日にかけての大雨による被害について

教育行政報告

・教育行政の執行状況に係る概要について

一般質問

齋賀 弘孝議員

◎これまでの選挙公約の検証と6月定例会一般質問答弁の進捗状況について

◎図書館について

幌延町の家計簿

平成25年度決算報告

平成25年度決算状況がまとまりました。
 皆さんが納めた税金は、直接または地方交付税や補助金といったかたちで、町の会計に入ります(歳入)。
 これらのお金を使って、町では福祉や快適な暮らしのための基盤整備、教育に関する施策を行っています(歳出)。
 お金が幾ら入ってきて、どのように使われたのか、そして町の借金や貯金はどのくらいあるのかについてお知らせします。

決算



町の状況〈一般会計〉 平成26年3月31日現在

●人口／2,525人 ●世帯数／1,280世帯
 使われた費用(一人当たり) 納められた町税(一世帯当たり)
2,301,307円 **328,566円**

平成25年度 決算総括表

会計名	歳入		歳出		翌年度繰越財源額	差引	
		対前年比(%)		対前年比(%)			
一般会計	59億7,881万8千円	27.8	58億1,080万1千円	30.3	1,266万4千円	1億5,535万3千円	
特別会計	診療所	2億9,047万6千円	1.5	2億9,047万1千円	1.5		5千円
	国民健康保険	2億8,961万0千円	▲0.7	2億7,148万7千円	▲0.2		1,812万3千円
	後期高齢者医療	5,206万4千円	30.6	5,205万9千円	33.0		5千円
	介護保険	2億3,641万3千円	▲3.5	2億2,875万1千円	▲5.0		766万2千円
	簡易水道事業	6,289万0千円	▲3.4	6,028万2千円	▲1.2		260万8千円
	下水道事業	1億4,188万1千円	21.3	1億4,188万1千円	21.3		0千円
合計	70億5,215万2千円	23.2	68億5,573万2千円	25.2	1,266万4千円	1億8,375万6千円	

一般会計

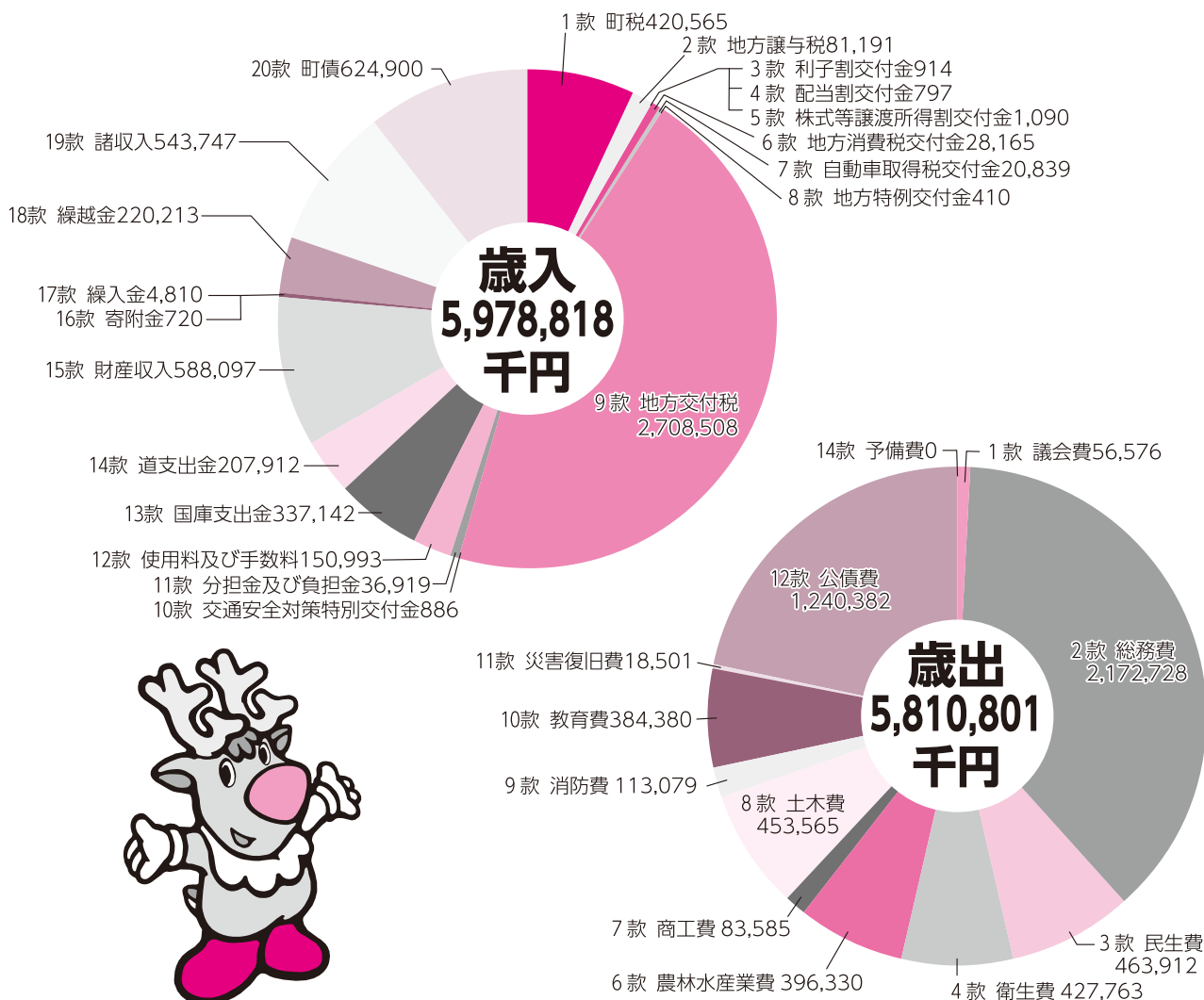
※構成比(%)は、小数点第1位未満を四捨五入しているため合計と一致しないことがあります。

歳出 58億1,080万1千円

区分	金額(千円)	構成比(%)
1款 議会費	56,576	1.0
2款 総務費	2,172,728	37.4
3款 民生費	463,912	8.0
4款 衛生費	427,763	7.4
6款 農林水産業費	396,330	6.8
7款 商工費	83,585	1.4
8款 土木費	453,565	7.8
9款 消防費	113,079	1.9
10款 教育費	384,380	6.6
11款 災害復旧費	18,501	0.3
12款 公債費	1,240,382	21.4
14款 予備費	0	0.0
合計	5,810,801	100.0

歳入 59億7,881万8千円

区分	金額(千円)	構成比(%)
1款 町税	420,565	7.0
2款 地方譲与税	81,191	1.4
3款 利子割交付金	914	0.0
4款 配当割交付金	797	0.0
5款 株式等譲渡所得割交付金	1,090	0.0
6款 地方消費税交付金	28,165	0.5
7款 自動車取得税交付金	20,839	0.3
8款 地方特例交付金	410	0.0
9款 地方交付税	2,708,508	45.3
10款 交通安全対策特別交付金	886	0.0
11款 分担金及び負担金	36,919	0.6
12款 使用料及び手数料	150,993	2.5
13款 国庫支出金	337,142	5.6
14款 道支出金	207,912	3.5
15款 財産収入	588,097	9.8
16款 寄附金	720	0.0
17款 繰入金	4,810	0.1
18款 繰越金	220,213	3.7
19款 諸収入	543,747	9.1
20款 町債	624,900	10.5
合計	5,978,818	100.0



町税の内訳

税目	金額(千円)	徴収率(%)	構成比(%)
個人町民税	134,295	96.2	31.9
法人町民税	32,307	99.5	7.7
固定資産税	220,649	97.9	52.4
軽自動車税	4,009	97.1	1.0
町たばこ税	29,305	100.0	7.0
合計	420,565	97.6	100.0

町民1人当たり、1世帯当たりの町税負担

税目	1人当たり(円)	1世帯あたり(円)
個人町民税	53,186	104,918
法人町民税	12,795	25,240
固定資産税	87,386	172,382
軽自動車税	1,588	3,132
町たばこ税	11,606	22,895
合計	166,560	328,566

(人口2,525人、世帯数1,280世帯)

町民1人当たり、1世帯当たりに使われた費用

区分	1人当たり(円)	1世帯あたり(円)
総務費	860,486	1,697,444
公債費	491,240	969,048
民生費	183,728	362,431
土木費	179,630	354,348
衛生費	169,411	334,190
農林水産業費	156,962	309,633
教育費	152,230	300,297
消防費	44,784	88,343
商工費	33,103	65,301
議会費	22,406	44,200
災害復旧費	7,327	14,454
合計	2,301,307	4,539,688

(人口2,525人、世帯数1,280世帯)

性質別経費

区分	金額(千円)	割合(%)	対前年比(%)
消費的経費	2,911,411	50.1	18.2
人件費	721,834	12.4	26.7
物件費	629,971	10.8	3.1
維持補修費	121,997	2.1	▲8.5
扶助費	98,768	1.8	▲3.3
補助費等	1,338,841	23.0	27.8
投資的経費	626,612	10.8	53.6
その他	2,272,778	39.1	43.1
公債費	1,240,382	21.3	9.1
積立金	665,250	11.4	590.2
投資及び出資金・貸付金	20,000	0.3	0.0
繰出金	347,146	6.0	3.7
その他	0	0.0	-
合計	5,810,801	100.0	30.3

一般会計・債務負担行為の状況

区分	平成26年度以降支出予定額(千円)	割合(%)	対前年比(%)
物件の購入	0	0.0	-
土地	0	0.0	-
建物	0	0.0	-
その他のもの	79,783	100.0	174.8
土地基盤整備	0	0.0	-
利子補給	20,605	25.8	▲13.6
その他	59,178	74.2	1,041.8
合計	79,783	100.0	174.8

※「債務負担行為」とは

従来「予算外義務負担」と呼ばれていたもので、将来的に支払わなければならない義務的経費です。

①金銭給付を目的とするもの、②物件の給付、③役務の提供等に大別され、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるものであり、予算の内容の一部として、議会の議決を得なければならないとされています。

町の「貯金」

区分	金額(千円)	対前年比(%)
一般会計	4,703,824	16.3
財政調整基金	973,720	0.0
減債基金	1,248,430	0.6
羽幌線代替輸送確保基金	55,150	▲8.0
ふるさと創生基金	888,990	8.5
エネルギー施設等振興基金	528,000	皆増
公共施設整備基金	855,910	7.6
地域福祉基金	101,100	0.0
奨学資金基金	25,854	0.0
心象記念文化振興基金	6,650	1.7
中山間農業地域環境保全基金	20,020	0.0
国民健康保険特別会計	11,010	▲47.7
介護保険特別会計	3,906	0.0
簡易水道事業特別会計	71,222	▲7.1
下水道事業特別会計	57,909	▲21.6
合計	4,847,871	14.9

町の「借金」

区分	金額(千円)	対前年比(%)
一般会計	5,076,379	▲10.0
公共事業等債	24,185	▲26.4
一般単独事業債	469,124	▲16.8
公営住宅建設事業債	561,526	▲8.2
学校教育施設等整備事業債	0	▲100.0
災害復旧事業債	3,571	▲35.6
辺地対策事業債	129,731	▲11.6
過疎対策事業債	1,976,573	▲10.1
公有林整備事業債	69,632	▲5.4
草地開発事業債	120,594	▲13.2
簡易水道事業債	110,787	7.2
財源対策債等	1,610,656	▲8.4
簡易水道事業特別会計	3,523	▲19.9
下水道事業特別会計	565,954	▲2.8
診療所特別会計	904	▲62.0
合計	5,646,760	▲9.3

平成25年度から平成26年度への繰越事業

会計	事業名	繰越額(千円)
一般会計	問寒別地区道宮畑地帯総合整備事業	19,800
	長寿命化橋梁補修事業	24,074
	一般会計合計	43,874



平成25年度に行われた主な事業

(単位:千円)

町民と行政との協働のまちづくり

広報誌「ほろのべの窓」発行経費(年12回)	3,518
自治会活動交付金	892
職員スキルアップ研修事業	1,732

夢と活力あふれるまちづくり

中山間地域等直接支払事業	74,412
担い手対策事業	500
幌延東部地区畜産担い手育成総合整備事業	32,597
乳牛検定組合補助事業	2,000
幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業	3,650
生乳成分検査事業	1,348
幌延地区道宮畑地帯総合整備事業	43,189
農業用水道施設改修事業	5,613
民有林造林促進事業	546
町有林整備事業	13,031
未来につなぐ森づくり推進事業	4,397
幌延町商工会育成事業	9,625
幌延町中小企業融資事業	20,000
ほろのべ名林公園まつり事業	4,866
トナカイホワイトフェスタ事業	566
幌延町観光協会育成事業	648
幌延・豊富広域観光促進事業	3,000
幌延町商工会地域振興事業	5,180
まちづくり補助(産業・経済・福祉振興事業)	1,050
おもしろ科学館開催事業	2,322
エネルギー関連施設見学会事業	4,770
家庭用LED照明等購入費補助事業	1,795
農業体質強化基盤整備促進事業	21,000
問寒別地区道宮畑地帯総合整備事業	27,586

健やかに安心して暮らせるまちづくり

緊急通報システム整備事業	830
長寿まつり開催事業	835
高齢者生活支援事業	2,998
老人クラブ活動促進補助事業	537
町社会福祉協議会運営費補助事業	3,353
幌延福祉会運営費補助事業	7,115
ホームヘルプサービス支援事業	6,571
障害者介護給付・訓練等給付事業	32,238
北星園民営化支援事業	9,988
放課後児童クラブ運営事業	3,849

患者輸送バス運行経費	5,141
がん検診実施事業	2,938
妊婦健診助成事業	1,681
乳幼児健診事業	923
予防接種事業	7,099
認定こども園建設事業	99,978
こども医療給付費	7,581
介護給付費	198,387
国保保険給付費	157,819
冬の生活支援事業	1,180
児童福祉管理費	1,361
子育て支援事業	608

心豊かな人と文化を育むまちづくり

外国語指導助手派遣事業	117
特別支援教育支援員配置事業	2,401
情報教育研究推進事業	3,559
幌延町第6次社会教育中期計画策定事業	194
問寒別生涯学習センター建設事業	1,943
書の研修事業	1,703
舞台芸術鑑賞事業	1,143
放課後子ども教室推進事業	560
総合スポーツ公園改修事業	7,560
総合体育館屋外梁型補修事業	1,890
各小中学校トイレ衛生設備改修事業	77,322

自然に恵まれ安全で快適なまちづくり

生活交通路線バス維持費等補助事業	4,818
町道除排雪経費	69,994
町道幌延下沼線道路改良事業	30,464
町道北1丁目線道路改良事業	22,918
町道2条仲通線道路改良事業	48,995
町道問寒20号線道路改良事業	1,824
町道問寒9号線道路改良事業	1,646
町道問寒18号線道路排水補修事業	8,379
公営住宅補修事業	10,678
問寒別農業用水道調査事業	6,972
上幌延地区宮農用水道改修事業	7,560
個別排水処理施設整備事業	8,541
消防救急デジタル無線基本設計業務	3,247
建設機械整備事業	26,249
長寿命化橋梁補修事業	28,308

財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率

(単位:%)

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することになりました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—	—
平成25年度 幌延町比率	—	—	12.4	—	—

健全化判断比率が早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で財政再建することとなります。

- ①実質赤字比率：普通会計（一般会計+診療所会計）の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
 - ②連結実質赤字比率：普通会計と特別会計（国保・後期高齢・介護・簡水・下水道）の実質赤字額の合計額が標準財政規模に占める割合
 - ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の負担分も含む公債費（借入金の返済）が標準財政規模に占める割合
 - ④将来負担比率：一般会計や特別会計及び一部事務組合の将来負担すべき負債（公債費や債務負担行為額及び職員の退職金など）が標準財政規模に占める割合
 - ⑤資金不足比率（下水道、簡易水道）：公営企業の資金不足額（下水道・簡易水道：実質赤字額）が事業規模（営業収益-受託工事収益金）に占める割合
- 標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

平成25年度の幌延町財政健全化判断比率の状況

- ①実質赤字比率：一般会計・診療所会計とも赤字決算ではないため、該当しません。
- ②連結決算赤字比率：各会計に赤字額や資金不足額が発生していないため該当しません。
- ③実質公債費比率：国の示す早期健全化基準を下回り、健全性を維持しています。
- ④将来負担比率：将来負担すべき負債額が負債額に充当可能な財源を下回っているため該当しません。
(充当可能な財源:簡易水道以外の基金残高、公営住宅料、放牧料、公債費残高に伴う普通交付税算入額)
- ⑤資金不足比率：公営企業に資金不足額が発生していないため該当しません。

平成25年度決算

幌延町の電源三法交付金の使い道

①電源立地地域対策交付金

1億6,853万8,976円

- 幌延町立診療所運営事業 92,000,000円
- 幌延町保健センター運営事業 9,000,000円
- 幌延町立保育所運営事業 24,000,000円
- 北留萌消防組合幌延支署運営事業 43,538,976円

※福祉サービス充実のため、幌延町立診療所・幌延町保健センター・幌延町立保育所・北留萌消防組合幌延支署の職員人件費に、それぞれ電源立地地域対策交付金を充当しています。

②広報・調査等交付金

696万3,025円

- エネルギー関連施設見学会 1,964,566円
 - ・参加人数：小中学生22人、引率職員5人 見学先：泊村
 - ・参加人数：小中学生31人、引率職員6人 見学先：東海村
- 研修・資料収集整理・広報・連絡調整等 4,998,459円

※原子力発電と深地層研究施設に関する知識の普及に関する調査及び研修並びに連絡調整に関する事業に広報・調査等交付金を充当しています。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.1

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする「社会保障・税番号制度関連四法」が成立し、平成27年度以降、みなさんの生活において色々な分野で個人番号を利用していくことになりました。

今後、幌延町では、随時広報誌やホームページ等を通じて、マイナンバー制度の内容等について、お知らせする予定です。

今回は、制度の概要について、お知らせします。

1 「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」ってなに??

すべての国民に12桁の個人番号(マイナンバー)を割り振り、社会保障関係の資格給付情報や所得などの税情報を管理することにより、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤(インフラ)となる制度です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行うことができます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

2 「マイナンバー」ってなに??

住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。

3 個人番号カードってなに??

平成27年10月以降、12桁のマイナンバーを記載した「通知カード」が住民票の住所に送付されます。通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を市区町村の担当窓口へ郵送等により、提出することで、「個人番号カード」の交付を受けることができます。(発行費用は現段階では未定です。)

4 マイナンバーの使いみちって??

平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限り、マイナンバーが利用されます。

※法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません

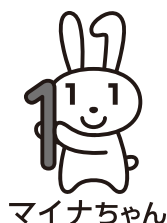
5 マイナンバーについてのお問い合わせ先

全国共通ナビダイヤル

日本語窓口：0570-20-0178 マイナンバー

外国語窓口：0570-20-0291

営業時間：平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)



担当：総務課総務グループ 電話番号：5-1111(内線133)、IP告知端末：5-8811

平成25年度

幌延町人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員別採用者数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医 師	看護師	医療技術職	栄養士	合 計
高 卒	—	—	—	—	—	1人	—	—	1人
短大卒	—	—	—	—	—	—	—	—	0人
大 卒	4人	1人	—	—	—	—	—	—	5人
計	4人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	6人

(2) 事由別退職者数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医 師	看護師	医療技術職	栄養士	合 計
定年退職	2人	—	—	—	—	1人	—	—	3人
勸奨退職	5人	—	—	—	—	—	—	—	5人
自己都合	1人	—	—	—	—	—	—	1人	2人
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0人
計	8人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	10人

(3) 年度当初の常勤職員数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医 師	看護師	医療技術職	栄養士	合 計
町長部局	38人	3人	6人	3人	1人	11人	1人	2人	65人
議 会	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
農業委員会	1人	—	—	—	—	—	—	—	1人
教育委員会	9人	—	—	—	—	—	—	—	9人
水道事業	2人	—	—	—	—	—	—	—	2人
下水道事業	—	1人	—	—	—	—	—	—	1人
その他事業	2人	—	—	2人	—	—	—	—	4人
計	54人	4人	6人	5人	1人	11人	1人	2人	84人

(H25年4月1日採用職員を含む)

2. 職員の給与の状況

「幌延町の給与・定員管理等について」により毎年6月頃にHPや広報誌等で公表しています。

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	休憩時間	終業時刻	週休日
38時間45分	午前8時30分	正午から 午後1時まで	午後5時15分	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

① 有給休暇

- ・ 年次有給休暇……年間20日（ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる）
- ・ 病気休暇……結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病、精神疾患、膠原病、その他の私傷病の療養に要する休暇
- ・ 特別休暇……公民権行使、官公署出頭、骨髄移植、ボランティア、結婚、生理、産前・産後、育児、配偶者出産、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故、災害時退勤などに要する休暇

年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3,051日	778.7日	78人	10日	25.5%

（調査対象者：H25年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員）

② 無給休暇

- ・ 介護休暇……職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障があるものの介護に要する休暇
- ・ 組合休暇……職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇

(3) 育児休業及び部分休業の制度

- ・ 育児休業……3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得できる制度
- ・ 部分休業……3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度
- ・ 育児短時間勤務……子が小学校就学の始期に達するまでの期間、職員が希望する日及び時間帯で勤務することができる制度

育児休業及び部分休業の取得状況

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分内容
分限処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	0人	
	失職	0人	
懲戒処分	免職	0人	
	停職	0人	
	減給	1人	10%・2ヶ月
	戒告	0人	

5. 職員の服務の状況

地方公務員法第30条

(服務の根本基準)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

区 分	内 容	違反者数
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当って、法令、条例、規定等に従い、且つ、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。	0人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。	0人
争議行為等の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、証人等になった場合も任命権者の許可が必要である。また、離職した後も同様である。	0人
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得てその事業等に従事してはならない。	0人
政治的行為の制限	職員は、政治的団体の結成に関与し、これらの役員になってはならず、政治活動等を行ってはならない。	0人

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	研修内容 [派遣先]	回数	日数	受講者数
町内研修	新規採用職員研修	1回	2日	4人
	幌延町職員スキルアップ研修	6回	6日	55人
	職員研修「幌延地圏環境研究所研究内容講演会」	1回	1日	30人
派遣研修	宗谷管内町村新規採用職員基礎研修[宗谷町村会]	1回	3日	6人
	宗谷管内町村職員初級研修[宗谷町村会]	1回	3日	2人
	宗谷地区法務基礎研修[宗谷町村会]	1回	2日	3人
	留萌・宗谷地区法務研修(応用)[宗谷町村会]	1回	2日	1人
	法務専門研修[北海道町村会]	1回	1日	1人
	町村職員研修講師養成講座[北海道町村会]	1回	2日	1人
	税務事務(基礎)《市町村民税課税》[市町村職員研修センター]	1回	2日	1人
	自治体新任管理者基礎[市町村職員研修センター]	1回	2日	1人
	新公会計制度[市町村職員研修センター]	1回	2日	1人
	北海道介護支援専門員実務従事者基礎研修[北海道]	1回	5日	1人
	健康教育講座メンタルヘルスセミナー[北海道宗谷総合振興局]	1回	1日	2人
	研修「可能性の無視は最大の悪策」スーパー公務員としてまちづくりや行動力[猿払村]	1回	1日	1人
研修会「これからの市町村の徴収と回収」[浜頓別町]	1回	1日	5人	

(2) 勤務成績の評定の状況

当町においては、未実施。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	対 象 者
総合健診	63人	40歳以上の職員及び、30～39歳の職員の半数を対象
定期健診	16人	上記対象職員以外を対象
腰痛検査	21人	看護師及び保育士を対象

(2) 北海道市町村職員福祉協会への公費の負担状況

平成25年度決算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	【A】のうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含まない)	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含む)	公費負担率(事務費を含まない)	公費負担率(事務費を含む)
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	$\frac{(A-B)}{(D-E)}$	$\frac{(A)}{(D-E)}$	$\frac{(A-B)}{(A-B+C)}$	$\frac{(A)}{(A+C)}$
北海道市町村職員福祉協会	260千円	46千円	1,276千円	87人	0人	2,460円	2,989円	14.4%	16.9%

平成26年度決算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	【A】のうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含まない)	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含む)	公費負担率(事務費を含まない)	公費負担率(事務費を含む)
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	$\frac{(A-B)}{(D-E)}$	$\frac{(A)}{(D-E)}$	$\frac{(A-B)}{(A-B+C)}$	$\frac{(A)}{(A+C)}$
北海道市町村職員福祉協会	258千円	42千円	1,179千円	92人	0人	2,348円	2,804円	15.5%	18.0%

(3) 公務災害補償制度

区 分	発生件数	内 容 等
公務災害	0件	公務中の災害について療養補償などを行う
通勤災害	0件	通勤途中の災害について療養補償などを行う

行政相談・人権心配ごと相談 特設相談所を開設します

10月20日から26日までの『行政相談週間』の一環として、1日行政相談所と人権心配ごと相談所を合同で開設し、皆さんのいろいろなご相談に応じます。

国や役場などの役所の仕事に対するご質問やご意見、苦情など、または普段の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

開催日

平成26年10月17日(金)

開催場所・時間

問寒別生涯学習センター 9:30～11:30

幌延町生涯学習センター 13:00～15:00

相談員

行政相談委員 谷口 弘子 さん

人権擁護委員 稲垣 紘順 さん

三好 和夫 さん

平成26年度省エネ・再生エネ補助制度をご活用ください

問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話 5-1111(内線222,223,224,) 告知端末機 5-8812

家庭用LED照明購入費補助制度

町では、LED照明（LED電球及びLED照明器具）の普及促進により、電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度から購入費用の一部を補助していますが、本年度も次のとおり購入費用の補助を行っています。

補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

補助対象

平成26年4月1日から平成27年3月25日までに購入したLED照明の費用。（設置費、工賃等は補助対象に含まれません。）

補助金額

LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので500円単位になります。

補助申請

補助金申請書に領収書の原本（購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。）を添えて提出してください。**補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。**

※平成25年度に補助を受けた世帯については、申請を受けることが出来ませんのでご注意ください。

【申請期限】 平成27年3月25日まで

【申請先】 総務課企画振興グループ又は問寒別出張所

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

町では、再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、補助を行っています。

補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・完了報告書提出時までに町内に住所を有する予定の方。
 - ・自ら居住している、又は居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む、以下同じ）に発電システムを設置する方。（アパートや長屋などの共同住宅は対象外。）
 - ・3月15日までに発電システムを設置し、『事業完了報告書（様式第8号）』を提出できる方
- ※交付要綱第9条の事業完了報告書提出時までに、町内に住所を有する予定の方で、その住宅に発電システムを設置する予定の方も含まれます。
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方

補助対象

住宅用の発電システムであり、最大出力が10kw未満で、システム価格が50万円/kw以下のもののシステム価格及び設置費用。

補助金額

太陽光電池の最大出力（上限4kw）の補助対象整備費用の1/2で1,000,000円が上限です。

補助申請

補助制度の利用を希望する方は、あらかじめ総務課企画振興グループにお問い合わせの上、必要な書類を添えて補助申請書を提出してください。補助金の申請は、1世帯につき1回です。

【申請期限】 平成27年2月28日まで

【申請先】 総務課企画振興グループ

※補助制度の詳細と「補助金申請書」は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

インフルエンザ予防接種のお知らせ

平成26年度インフルエンザ予防接種を下記のとおり実施いたします。

☆集中実施期間

幌延地区：10月21日(火)22日(水)27日(月)28日(火)29日(水)

問寒別地区：11月14日(金)

集中実施期間以降は、ワクチンが無くなり次第終了となります。



☆接種場所及び時間：

幌延町立診療所：8時30分～11時 = 高齢者及び一般住民

13時～16時30分 = 1歳以上高校生以下及びその同伴保護者

問寒別診療所：9時15分～10時30分

☆助成対象者

	1歳～小学生 (1歳の基準日は10月20日)	中学生	65歳以上(年度内年齢) (昭和25年4月1日以前に生まれた方)	60～64歳で心臓、じん臓 呼吸器の身障手帳1級受給者
接種回数	2回	1回		
料金	無料 (町が全額助成します)			
申込み	<p>申込みは不要です。</p> <p>助成対象となる方全員に、保健センターから案内と予診票を送付します。</p> <p>よくご検討のうえ、接種を希望される方はお送りした予診票に必要事項をすべて記入して、診療所へ持参してください。</p> <p>* 入院などの理由で幌延町で接種を受けられない方も、助成の対象になる場合があります。保健センターにお問い合わせください。</p>			

☆その他、高校生から64歳以下の一般の方で接種を希望される方は、直接診療所で接種を受けてください。64歳以下の一般の方の受付時間は8時30分から11時、高校生の受付時間は13時から16時30分となっております。料金はともに2,500円です。集中実施期間中の接種をお勧めします。



問い合わせ先

保健センター (電話・告知端末機 5-1790)



八月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

天空のロマンに浸る星祭

三浦 宮吉

生涯の一句願いぬ星祭

横山 貞雄

七夕やいくさなき世を願いつつ

佐藤 光朗

七夕やローソク出せの声きかず

藤岡 芙美

黒雲に追いやられしか星祭

熊谷千恵子

子供らの衣も飾りて星まつり

富樫とも子

子供いる家に七夕まつり来て

田中 徹男

ほろのべウオーキングラリーの 目標歩数達成者を紹介します。

☆以下の方は皆さん目標歩数
100万歩です

◎上野 晃成さん (宮園町)

到達日は8月14日

◎土屋磨智子さん (字問寒別)

到達日は8月22日

◎水木 貞子さん (栄町)

到達日は8月26日

歩くのには気持ちの良い季節ですね。
登録された皆さん！報告をお待ちしています。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が 定期接種になります

予防接種法施行令等の一部が改正され、平成26年10月1日から高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種に追加されることになりました。

幌延町では平成22年から任意接種を希望される70歳以上の方に助成してきましたが、10月1日からは対象者が変更になりますので、ご注意ください。

<対象者>

- ①幌延町に住民登録のある方。
- ②平成26年度から30年度までの間は、各年度中(4月1日～3月31日)に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。
- ③平成26年度に限り、平成26年3月31日に100歳以上の方。
- ④60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級程度の障害がある方。

※いずれも、過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象になりません。

※平成26年度対象者には、9月下旬頃、案内と予診票をお送りしますのでご確認ください。

年度内年齢	年度内年齢
65歳	昭和24年4月2日生まれから昭和25年4月1日生まれまで
70歳	昭和19年4月2日生まれから昭和20年4月1日生まれまで
75歳	昭和14年4月2日生まれから昭和15年4月1日生まれまで
80歳	昭和9年4月2日生まれから昭和10年4月1日生まれまで
85歳	昭和4年4月2日生まれから昭和5年4月1日生まれまで
90歳	大正13年4月2日生まれから大正14年4月1日生まれまで
95歳	大正8年4月2日生まれから大正9年4月1日生まれまで
100歳	大正3年4月2日生まれから大正4年4月1日生まれまで
100歳以上	大正3年4月1日以前生まれ

<接種費用>

町から全額を助成します。

<接種医療機関>

幌延町立診療所

<接種方法>

接種を希望される方は、1週間前までに幌延町立診療所に予約してください。予約の受付時間は午後1時から4時30分です。接種を受けられる日は月曜～水曜日の午前8時30分から11時です。

<その他>

高齢者肺炎球菌予防接種のあと、1週間あければ次の予防接種を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、幌延町保健センター（電話・告知端末機5-1790）にお問い合わせください。

★保健センターに新しい設備です。

保健センターの多目的トイレにオストメイト対応の設備が設置されました。

安心して利用できる場所としてご活用ください。

併せて、男女のトイレが改修され使いやすくなっています。






まちの話題



8月29日 金曜日

市民後見人養成研修啓発セミナー


 10月28日から開催される「市民後見人養成研修」に先立ち、東京大学政策ビジョン研究センター 市民後見人研究実証プロジェクト 東 啓二氏を講師として招き、「高齢社会の中、市民後見人とはどのような活動をするのか」等、啓発セミナーが豊富町と合同で開催され、55名の方が受講されました。

養成研修については広報折込み・告知端末機でお知らせしていますので関心のある方は、お申込みください。



8月18日 日曜日


獣魂祭

 幌延町営草地南沢団地で、町営草地利用互助会主催による獣魂祭が、互助会役員、酪農関係機関の方々が出席する中、行われました。



8月30日 日曜日


中央保育所運動会

 中央保育所の運動会が総合体育館で開催され、家族が応援する中、入所児たちは精一杯競技に挑んでいました。



8月20日 水曜日

戦没者慰霊祭

 幌延神社横の忠魂碑の前で、戦没者慰霊祭が行われました。遺族会の方々をはじめ、町長、議長など多くの方々が出席し、平和への祈りが捧げられました。





9月2日 四日

水泳大会

幌延町教育委員会主催の水泳大会が町民プールで開催され、幌延小学校と問寒別小学校の児童たちは、水しぶきを上げながら、カー杯記録に挑んでいました。



8月30日 日

幌延中学校 サロベツレース

幌延中学校の恒例行事である幌延中学校サロベツレースが開催されました。参加した中学生や一般参加者たちは、サロベツ原野を通る約33kmの長い道のりを思い思いのペースでゴールを目指していました。

☆優勝者
幌延中学校
男子の部 永瀬 由晟さん
女子の部 山本奈々子さん
一般参加者 船木 智彦さん
おめでとうございます。



9月5日 金日

みのや雅彦 学校ライブ

今年の町内子どもの集いは羽幌町出身の歌手「みのや雅彦氏」が幌延中学校でライブを行いました。みのや雅彦氏の魅力溢れる歌声や、ユーモアを交えたトークに会場は大いに盛り上がりました。



9月1日 日

電気自動車用 急速充電器設置

幌延町では、電気自動車に関するインフラ整備が立ち遅れている道北地域において、電気自動車の更なる普及を図ることを目的に、役場庁舎敷地内に電気自動車用急速充電器を設置しました。使用料は1回500円で最大30分まで充電することができます。電気自動車をお持ちの方はぜひご利用ください。





9月6日

9月7日



おもしろ科学館 2014in ほろのべ



今年の「おもしろ科学館」は総合体育館と第2会場の幌延深地層研究センター「ゆめ地創館」で開催されました。メイン会場の総合体育館ではインタラクティブディノの遠隔操作体験やバーチャルトリップなどの最先端技術を使ったアトラクション、ききみず体験や工作教室など体験型の催しものがたくさんあり、子どもたちは大興奮でした。ゆめ地創館では大人に大好評だったエコカー試乗会や缶バッジ作り、工作教室などが行われたたくさんの人が訪れました。6日のイベント終了後には屋外でサイエンスビアガーデンが開催され、ビール片手にJAEAや幌延ライスで行われている研究内容について説明を受けながら初秋の夜を楽しみました。



北星園祭



北星園駐車場に設けられた特設会場で北星園祭が開催されました。やちぶき太鼓を皮切りに歌謡ショーや大抽選会などが行われたほか、安心生産農園で栽培した生産物の販売もあり、会場は大いに賑わいました。



9月7日



幌延町長寿まつり



町内の長寿の皆さんをお祝いする「長寿まつり」が、国際交流施設で開催されました。参加されたご長寿の皆さんを祝福する保育所児によるお遊戯や長寿まつり出席者による恒例のカラオケ、手品の発表などもあり、参加した皆さんは和やかな雰囲気の中、楽しく歓談していました。



9月6日



9月13日



こぞくら荘敬老会



こぞくら荘開設以来、今年で21回目を迎えたこぞくら荘敬老会が施設内で開催されました。入所されている方々は家族とテーブルを囲み、保育所児童によるお遊戯や施設職員の余興を見て、楽しいひと時を過ごしました。



9月7日



問寒別地区 町内会対抗 ソフトボール大会



問寒別地区の町内会対抗ソフトボール大会が、問寒別小中学校グラウンドで開催されました。参加した選手たちは、心地良い汗を流しながらプレーしていました。



11月30日(日)は、 「幌延町長選挙」の投票日です！



任期満了に伴う幌延町長選挙が11月30日(日)に行われます。立候補を予定されている方や有権者の方のそれぞれが選挙のルールをしっかりと守り、明るい選挙を実現しましょう。

お問い合わせ先 幌延町選挙管理委員会 (役場総務課内)
電話 5-1111 告知端末機 5-8811

「法の日」週間を迎えて

情報

インフォメーション

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会、講演会等の催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんだ裁判所で実施される各地の行事は、「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは裁判例情報や司法統計などの様々な情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、「裁判員制度ウェブサイト」(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

～お知らせ～

10月22日(水)午後1時30分から3時30分まで、旭川地方・家庭裁判所において、市民講座を開催します。テーマは「身近なトラブル～民事調停で円満解決!」です。参加を希望される方は、以下の連絡先へお申し込みください。たくさんのご参加をお待ちしております。

詳しくは、「裁判所ウェブサイト」<http://www.courts.go.jp/asahikawa/>に今後掲載される記事をご覧ください。

旭川地方裁判所事務局総務課文書係 Tel0166-51-6255

不動産や会社の登記事項証明書は



かんたん証明書請求

が断然お得です!



簡単

- ◆ 環境設定が一切不要!
すぐに御利用いただけます!

便利

- ◆ 自宅やオフィスから請求,
即日(又は翌日)郵送します!

低料金

- ◆ 手数料が窓口や郵送での請求
に比べ、**お安くなります。**
通常600円が、500円に!

「登記・供託ねっと」に今すぐアクセス!

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp>

お問い合わせは

旭川地方法務局稚内支局へ

登記供託ねっと

検索

Tel0162-33-1122



人権イメージキャラクター
AKENまもる君

法務局職員による

法教育・出前講座

を受講してみませんか?

～無料で法律や法務局に関連する内容の講義が受けれます～



人権イメージキャラクター
AKENまもるちゃん

講座内容

- 【法教育】
 - ◆ 「ルールについて考えよう」
 - ◆ 「身の回りにある法律的な問題」
- 【出前講座】
 - ◆ 相続登記手続・抵当権抹消手続
 - ◆ 成年後見制度について 等

対象者

- 【法教育】
 - ◆ 高校生・中学生
- 【出前講座】
 - ◆ 各種団体グループ

会場

- 【法教育】
 - ◆ 希望する学校
 - ◆ 法務局会議室
- 【出前講座】
 - ◆ 各種団体グループの会場
 - ◆ 法務局会議室

お問い合わせは
旭川地方法務局
稚内支局へ

Tel0162-33-1122

無料

全国一斉！ 法務局休日相談所

を開きます！！

法務局職員

人権擁護委員

司法書士

土地家屋調査士

が相談に応じます。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

日時

平成26年
10月5日(日)

午前10時～午後3時

場所

旭川地方法務局
稚内支局

(稚内市末広5丁目6-1)



※ お車でお越しの際は、合同庁舎駐車場(無料)を御利用ください。

※ 旭川地方法務局ホームページでも御案内しています。
<http://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/>

旭川地方法務局

例えば、このような心配ごと・困りごとはありませんか？

- ◆土地・建物の売買、相続などの登記
 - ◆会社・法人の設立、役員変更の登記
 - ◆土地の分筆、地目変更、建物の新築、増築、取り壊しの登記
 - ◆婚姻、離婚、養子縁組などの戸籍の届出
 - ◆給料の差押えなどの供託
 - ◆いじめ、パワハラ、インターネットによるいやがらせなどの人権問題
 - ◆クレジット・サラ金による多重債務、借金返済、自己破産
 - ◆遺言の形式・書き方
 - ◆高年齢者・障害者の財産管理などの成年後見
 - ◆抵当権の設定、抹消などの登記
 - ◆土地の測量、隣地との境界紛争
- … など、日常生活における様々な相談



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

★ 秘密は厳守します。安心して相談してください。

主催

旭川地方法務局

旭川人権擁護委員連合会 旭川公証人会
旭川司法書士会 旭川土地家屋調査士会

予約優先

予約優先となります。予約をお勧めします。

【予約先】旭川地方法務局 稚内支局 TEL 0162-33-1122 FAX 0162-33-1123

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故が多発しています！

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が用いられており、万一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をする恐れがあります。

消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用願います。

記

1. 製品は直接手に持たず杭などに固定して使用すること。
2. やむを得ず手に持って使用する場合は以下注意点を厳守すること。
 - (1) 販売業者提供の専用手持ち用ホルダーを使用し、使用時はホルダー底面に手が触れず、かつ、可能な限りホルダー下側を持ち使用すること。
 - (2) 万一、煙火が手元で爆発した場合、ホルダー底面が抜ける危険性があるので、底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。
 - (3) ホルダーの変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常があるものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼したものは、使用しないこと。
 - (4) ホルダーは、万一、製品が手元で破裂した場合などの被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。
 - (5) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」（2012年5月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元 株式会社ライズ 電話番号：086-295-1179）
 - (6) 同じく株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工が販売した「閃光珠5R」については、製品検査の結果、火薬量（爆薬含む）が火薬類取締法に規定する無許可消費できる火薬量10gを超えていることが判明（製品には約7gと表示されています）し、現在、製品の全量回収と全消費者への使用停止の周知徹底を指示しました。当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元 株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工 電話番号：022-262-1151）

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 748円

効力発生年月日 平成26年10月8日

問い合わせ先

北海道労働局 労働基準部 賃金課 最低賃金係
電話番号 011-709-2311

秋の深まりと冬の訪れ



9月中旬頃から始まった紅葉は、例年では10月上旬頃に見ごろを迎えます。この時期、初雪、初霜や初水（初めて水がはること）等が観測され、次第に秋が深まり、冬の訪れを迎える季節となります。

日中は暖かくても内陸では朝晩は5℃を下回る冷え込みとなる場合があります。一日の気温差が大きく、また、体調を崩してしまいがちです。体調管理や、衣服・寝具を暖かくする等の工夫が必要となります。



山々では一足先に冬が訪れています。稚内地方気象台が観測している利尻山の初冠雪（初めて山頂部が雪をかぶってふもとから白く見えること）は平年ですと10月3日です。ふもとではまだまだ気温の高い日もありますが、もみじ狩りやきのご狩り等に軽装備で山に登って遭難しないよう充分注意が必要です。

また、夏と比べて、低気圧や気圧の谷が数日おきに通過することが多くなり、大陸の冷たい空気の影響を受けやすくなるため、天気急変やまとまった雨になることがあります。

季節の変わり目では特に最新の情報を使って、体調管理やレジャーに役立ててください。

<日々の生活に役立てていただける情報>

- ・天気予報：今日・明日・明後日の天気、気温、風の向きや強さ、波の高さ、降水確率
発表：毎日 午前5時・午前11時・午後5時 修正は随時
- ・週間天気予報：一週間先までの毎日の天気、気温、降水確率
発表：毎日 午前11時・午後5時
- ・警報・注意報：気象により災害の起きるおそれのあるとき（警報は重大な災害のおそれ）
発表：随時
- ・気象情報：警報や注意報に先立つ注意の呼びかけ・警報や注意報の解説と補完・社会的に影響の大きな天候についての解説など
発表：随時

気象状況・天気予報の確認先 稚内地方気象台（電話：0162-23-2678）

※稚内地方気象台ホームページURL

<http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

※問い合わせ先

稚内地方気象台（電話：0162-23-2679）



『秋の火災予防運動』

1. 実施期間 平成26年10月15日(水)～平成26年10月31日(金) 17日間

2. 統一標語 『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

◎火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、町民皆様に火災予防を心がけましょう。

また、逃げ遅れによる死傷事故を防ぐ為にも、住宅用火災警報器の早期設置をよろしくお願いします。

国民年金保険料の後納制度について

～過去10年分まで保険料が納められます～

●後納制度とは

・過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から過去10年に延長される制度です。

●後納制度のメリット

・保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届出忘れにより国民年金の加入期間がない場合、未納となっていた期間の保険料を納めることで、年金額が増えたり年金受給資格を得られる場合があります。(国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要です)

●後納制度をご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方：上記①の期間以外で、任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③65歳以上の方：年金受給資格がなく、任意加入中の方など
- ※老齢基礎年金を受給している方は、ご利用いただくことはできません。

●お申し込みから納めていただくまでの手順

- ①年金事務所に申込書の送付を依頼します。(日本年金機構HPからも取得できます)
 - ②年金事務所から申込書が送付されます。
 - ③申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。(年金加入期間の確認のため、戸籍謄本等が必要な場合があります)
 - ④年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。(承認通知書、納付書、リーフレット送付)
 - ⑤納付書により金融機関、コンビニ等で納めて下さい。(市町村役場、年金事務所では納められません)
- 詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
注：後納保険料を納付できる期間は、平成27年9月30日までとなっています。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！



0570-011-050

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください!!

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

<受付時間> 月～金曜日 午前8：30～午後5：15
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長
第2土曜日 午前9：30～午後4：00
(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末機5-8815)**にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 10月 (October)

注:保セ=保健センター

1 水	子育て相談 9:30～ (保セ) 子育て支援講習会 18:00～ (保セ)	17 金	にこにこ教室 9:30～ (保セ)
2 木	はつらつ教室 9:30～ (保セ)	18 土	「2014青少年のための科学の祭典 (ゆめ地創館) 幌延大会」
3 金	にこにこ教室 10:00～ (問寒別生涯学習センター)	19 日	
4 土		20 月	福寿会健康集会 14:00～ (老人福祉センター)
5 日		21 火	
6 月	リトミック教室 10:30～ (保セ)	22 水	
7 火	北斗地区健康集会 10:30～ (北斗集会所)	23 木	はつらつ教室 9:30～ (保セ)
8 水	すくすく健診 13:00～ (保セ)	24 金	5歳児健康相談 13:30～ (保セ)
9 木	はつらつ教室 9:30～ (保セ) おひさま子育て会 10:30～ (問寒別町民会館)	25 土	問寒別町民文化祭(予定)
10 金	【町立診療所】問寒別出張診療日	26 日	問寒別町民文化祭(予定)
11 土	エネルギー関連施設見学会(東海村)	27 月	
12 日	エネルギー関連施設見学会(東海村)	28 火	市民後見人養成講座 9:00～ (保セ)
13 月	体育の日 エネルギー関連施設見学会(東海村)	29 水	市民後見人養成講座 9:00～ (保セ)
14 火	育児くらぶ 10:00～ (保セ)	30 木	はつらつ教室 9:30～ (保セ)
15 水	ノーカーデー(全町・終日) 秋の全道火災予防運動(31日まで) 火災予防パレード(幌延10:00 問寒別13:30)	31 金	にこにこ教室 10:00～ (問寒別生涯学習センター)
16 木	はつらつ教室 9:30～ (保セ)		

◆ごみの収集日

リサイクルを進めよう!

月	資源ごみ 紙おむつ
火	生ごみ
水	一般ごみ
木	農村地区
金	生ごみ

★お悔やみ申し上げます
佐々木ハルさん(92歳)字下沼
植村 嗣さん(89歳)字上幌延

☆ご結婚おめでとう
吉原 学さん 字幌延
今アトス・ライオンさん

☆お誕生おめでとう
小川 杏時くん(父和幸)栄町
片澤 友菜ちゃん(父英幸)一桑北
荒 陽乃斗くん(父正二)字問寒別

戸籍の窓

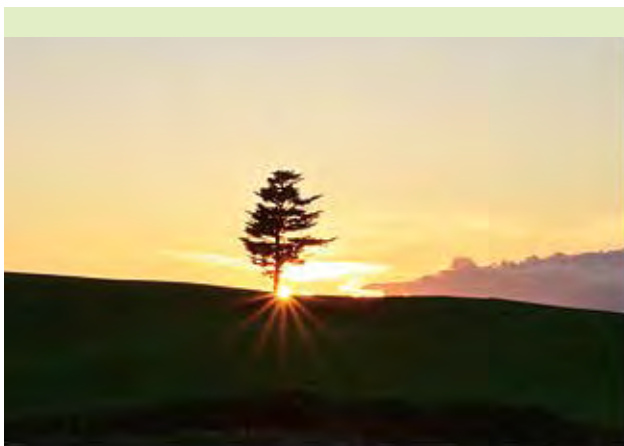
◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
佐々木忠光さん(母)字下沼
植村 敦さん(父)字上幌延

ご寄付ありがとうございます
いっしょにがんばります



幌延百景

撮影者 / 鎌田米二郎さん



北進の一本松に夕日が沈む

ほろのべの裏窓

■9月の6日・7日に開催した「おもしろ科学館2014 in ほろのべ」では、今年から第2会場のゆめ地創館でエコカー試乗会を行いました。自動車ディーラー各3社の協力もあり、ピンクのクラウンをはじめ最新のエコカーが揃い、たくさんの方が訪れました。

■9月6日のおもしろ科学館イベント終了後に開催した、サイエンスピアガーデンでは、JAEAと幌延ライズの研究内容の説明や電気自動車用小型充電器の紹介などがステージで行われました。ステージイベントの最後には「ほろのべ四季の

彩り」のDVDを上映し会場からは「懐かしい」という声があちこちから洩れていました。

■さて、9月の大きなイベントのおもしろ科学館も終わり、早いもので今年度の折り返し地点である10月となりました。食欲の秋・・・という言葉もありますが、食べ過ぎ飲み過ぎには注意したいものです。

■10月は晩秋ということもあり、これからどんどん気温は下がっていきます。体調管理には充分気を付けましょう。

● 広報誌へのご意見、ご要望をお寄せください ●
 総務課企画振興グループ 電話 5-1111【内線222・223・224】
 告知端末機 5-8812

	(平成26年8月末日現在)	男	1,287(-3)
	※()内は前月比	女	1,236(-2)
		計	2,523(-5)
		世帯数	1,285(-1)

まちの
うごき

原子力立地給付金の交付について

電気料金の値上げや消費税増税等に対する生活支援の観点から、電源立地地域対策交付金制度に基づき、交付金の一部を給付金として交付します。

- 給付対象施設：幌延深地層研究センター
- 対象者：幌延町で10月1日現在、北海道電力株式会社から電灯契約で電気の給付を受けている方。
- 交付金額：電灯契約1口あたり 8,100円（年額）
- 交付方法：電気料金振替口座への振込み等
- 交付時期：平成26年11月中旬以降

※9月末に、北海道・電源地域振興センター・北海道電力から詳細についてお知らせがあります。

電気自動車用急速充電器を設置しました



- ◆使用料：1回500円 ※最大30分使用できます。
- ◆設置場所：役場職員専用口横
- ◆問い合わせ先

総務課企画振興グループ
 電話：5-1111（内線222・223・224）
 告知端末機：5-8812

敬弔旗をお供えいたします



町では、町民の葬儀の際に、お悔みと敬弔の意を表すため、葬儀会場に敬弔旗をお供えさせていただくこととしました。

敬弔旗のご利用につきましては、幌延町役場総務課総務グループまでお問い合わせください。

総務課総務グループ 電話番号 5-1111（内線 132・133）
 告知端末機 5-8811



平成26年10月 発行 / 天塩郡幌延町
 企画・編集 / 総務課企画振興グループ ☎ 5-1111(223)
 幌延町ホームページアドレス / http://www.town.horonobe.hokkaido.jp
 メールアドレス / webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp

印刷 / 株式会社須田製版